

入札参加についての注意事項（物品・委託役務・賃貸借）

令和2年4月1日策定

令和4年4月1日改定

令和5年4月1日改定

この注意事項は、東大阪市が行う競争入札に関し必要な事項を明示したものであり、入札に参加するすべての者が入札参加の心得として活用することにより、入札を適正かつ円滑に執行することを目的とするものです。

第1 法令等の遵守

- 1 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、同施行令(昭和22年政令第16号)、東大阪市財務規則(昭和42年東大阪市規則第31号)、東大阪市暴力団排除条例(平成24年東大阪市条例第2号)及びその他関係法令並びにこの注意事項を遵守しなければなりません。
- 2 入札参加者は、入札に際し、入札担当者の指示に従い円滑な入札に協力し、不穏当な言動等により正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の入札を妨害するような行為をしてはなりません。
- 3 入札参加者は、仕様書及び配布資料その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければなりません。

第2 入札参加資格

次のいずれかに該当する者は、入札に参加することができません。

- (1) 一般競争入札において、当該一般競争入札参加資格が認められなかった者
- (2) 指名競争入札において、指名通知を受けていない者
- (3) 入札日において、当該一般競争入札参加資格若しくは指名を取り消されている者、又は入札参加停止措置を受けている者
- (4) 入札説明会を行う場合において、入札説明会に参加しなかった者
- (5) 指定の日時及び場所に参加しなかった者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をなす恐れがある者又はなした者

第3 入札保証金

入札保証金は免除します。ただし、落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、落札金額の100分の3に相当する額以上の違約金を徴収することがあります。

第4 入札の方法等

1 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記載し、東大阪市に申請している印鑑(以下、「使用印鑑」)を押印のうえ、指定した日時及び場所において、所定の入札箱に投入してください。

2 代理人をたてる場合は、委任状を入札執行前に提出してください。

委任状には、次に掲げる事項を記載し、使用印鑑及び入札時に代理人が使用する印鑑を押印してください。

(1) 宛名(東大阪市長)

(2) 入札日及び件名

(3) 申請の商号又は名称及び契約先所在地

(4) 申請の代表者又は受任者(申請時に委任状を提出、支店等で契約の場合)の職及び氏名

(5) 代理人の氏名

3 入札書に次に掲げるものの記載・押印漏れ、誤り、訂正がある場合は、その入札は無効となります。また、鉛筆等の訂正が容易な筆記具で記入された場合も無効となります。

(1) 件名

(2) 金額及び円マーク(¥)

(3) 日付(入札日)

(4) 申請の商号又は名称及び契約先所在地

(5) 申請の代表者又は受任者(申請時に委任状を提出、支店等で契約の場合)の職及び氏名

(6) 代理人の氏名(入札日当日、委任状を提出のうえ代理人により入札する場合のみ)

(7) 使用印鑑(入札日当日、委任状を提出した場合は前号の代理人が使用する印鑑)

4 提出した入札書は書換え、引替え又は撤回できません。

第5 入札の辞退

1 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 辞退をするときは、次に掲げるところにより申し出てください。

(1) 入札執行前には、入札開始前までに入札辞退の旨を担当課に連絡し、速やかに入札辞退届を提出してください。

(2) 入札執行中には、入札辞退の旨を入札書に記載し入札箱に投入してください。

第6 公正な入札の確保

1 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わないで、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者の入札価格を聞きだす行為をしてはなりません。

4 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはなりません。

第7 入札の中止等

次のいずれかに該当するときは、入札の執行を中止又は延期することがあります。

- (1) 入札参加者が談合し、又は不穏な行動をする等、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- (2) 天災地変、その他やむを得ない事由が生じたとき。
- (3) 指名競争入札において、入札の辞退等により入札参加者が1者となったとき。
- (4) 全ての入札において、入札参加者が1者もなくなったとき。

第8 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない、または形式を欠いた委任状をもってした代理人の入札
- (3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (4) 金額の表示を改ざん又は訂正した入札、金額の表示が不鮮明な入札
- (5) 同一事項に対して2通以上した入札
- (6) 同一事項の入札について、他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (7) 入札に際して不正な行為のあった入札
- (8) 第12の規定による再度の入札において、前回の最低価格以上の価格でした入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

第9 開札

開札は、入札の終了後直ちに当該入札場所において、入札参加者を立会わせて行い、その結果を口頭で発表します。

第10 落札者の決定

入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者(最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札をした者)を落札者とします。

なお、入札価格が著しく低いなど、適正な履行が可能か確認を行う必要があると認められる場合には、落札決定を保留することがあります。また、その調査に対して入札参加者は協力をしなければなりません。

第11 くじによる落札者の決定

落札となるべき価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、くじを辞退することはできません。

第12 再度の入札

1 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行います。この場合において、再度の入札の回数は、2回をもって限度とします。

2 再度の入札を行う場合において、次のいずれかに該当する入札者は、再度の入札に参加することができません。

- (1) 入札を辞退した者
- (2) 第4第3項又は第8の規定により無効とされた入札をした者
- (3) 最低制限価格を設定した入札の場合において、最低制限価格に達しない価格で入札をした者

第13 契約保証金

1 落札金額が500万円以上の場合、落札者は、契約の締結と同時に、契約保証金を納付しなければなりません。

2 契約保証金の額は、契約金額の100分の3に相当する額以上とします。(1,000円未満の金額は、1,000円に切り上げ)

3 東大阪市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書が提出されたときは、契約保証金を免除します。

第14 契約書の提出

1 落札者は契約書に記名押印し、必要書類を添えて速やかに担当課に提出しなければなりません。なお、契約締結日は原則として落札決定日の翌開庁日となります。

2 前項による契約締結の手続を怠ったときは、落札又は契約の決定が無効となることがあります。

第15 誓約書の提出

1 落札金額が500万円以上の場合、落札者は、東大阪市暴力団排除条例に基づく誓約書に記名し、速やかに担当課に提出しなければなりません。なお、誓約日は契約締結日と同日となります。

2 前項による誓約書の提出を怠ったときは、当該契約を締結せず、東大阪市入札参加停止要綱に基づき入札参加停止等の措置を行うことがあります。

第16 議会の議決に付すべき契約

議会の議決に付すべき契約については、市議会の議決があったときに本契約を締結する旨を記載した仮契約書を交換します。

第17 その他

入札参加者は、入札終了後、この注意事項、配布資料、契約条項についての不明又は錯誤等を理由として異議を申し出ることはできません。